

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 3
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 6

北九州市告示第 303 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 8 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40719 02326	デイサービス 日十京	福岡県田川市大 字伊田 2584 番地 3	社会福祉法人 真養会	令和元年 8 月 27 日

北九州市告示第 304 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 8 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 3 年 12 月 29 日から令和 4 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 3 年 7 月 13 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 7 月 2 日	西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	18台	令和3年7月15日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	令和3年7月27日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和3年7月1日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	3台	令和3年7月7日	
	2台	令和3年7月9日	
	2台	令和3年7月12日	
	1台	令和3年7月16日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和3年7月19日	北九州市小倉南区八重洲町16番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	2台	令和3年7月2日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	3台	令和3年7月6日	
	2台	令和3年7月12日	
	3台	令和3年7月14日	
	3台	令和3年7月20日	
	2台	令和3年7月21日	
	3台	令和3年7月26日	
若松区自転車放置禁止区域外	1台	令和3年7月5日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
	1台	令和3年7月	

		月 1 2 日	
	1 台	令和 3 年 7 月 1 9 日	
	1 台	令和 3 年 7 月 2 0 日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 9 台	令和 3 年 7 月 9 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	2 台	令和 3 年 7 月 1 6 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 3 年 7 月 2 0 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 3 年 7 月 1 6 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 7 月 6 日	
	4 台	令和 3 年 7 月 1 4 日	
	4 台	令和 3 年 7 月 2 6 日	
	4 台	令和 3 年 7 月 2 9 日	
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 3 年 7 月 1 4 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
	2 台	令和 3 年 7 月 2 0 日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 3 年 7 月 5 日	
	1 台	令和 3 年 7 月 1 9 日	
	2 台	令和 3 年 7 月 2 6 日	

北九州市告示第 305 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 3 年 8 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定する形質変更時要届出区域
北九州市若松区向洋町 10 番 31、10 番 32 及び 10 番 46
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 10 号から第 13 号までの該当性
土壤汚染対策法施行規則第 58 条第 5 項第 12 号（埋立地管理区域）に該当